

## 平成24年第2回土別市議会臨時会会議録索引

5月11日（金曜日）

本日の会議事件.....	1
出席議員.....	2
出席説明員.....	2
事務局出席者.....	2
開会宣告.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
諸般の報告.....	4
日程第 1 会期の決定について.....	6
日程第 2 議長の辞職.....	7
日程追加 議長の選挙.....	7
日程第 3 副議長の辞職.....	8
日程追加 副議長の選挙.....	8
日程第 4 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任.....	10
日程第 5 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任.....	11
日程第 6 議会広報特別委員会委員の辞任.....	11
日程第 7 議会広報特別委員会委員の選任.....	12
日程追加 議会広報特別委員会委員長の辞任.....	12
議会広報特別委員会委員長の選任.....	12
議会広報特別委員会副委員長の選任.....	13
日程第 8 議会改革特別委員会委員長の辞任.....	13
日程追加 議会改革特別委員会委員長の選任.....	13
日程第 9 環境施設検討特別委員会の委員定数の変更について.....	14
日程追加 環境施設検討特別委員会委員の辞任.....	14
環境施設検討特別委員会委員の選任.....	14
環境施設検討特別委員会副委員長の選任.....	15
日程第 10 土別地方消防事務組合議会議員の補欠選挙.....	15
日程第 11 議案第 59号 土別市監査委員の選任について.....	16
日程第 12 報告第 2号 専決処分の報告について.....	17
日程第 13 議案第 60号 土別市税条例の一部を改正する条例について.....	17
日程第 14 議案第 61号 平成24年度土別市一般会計補正予算（第2号）.....	20
日程追加 調査第 1号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査について.....	24
調査第 2号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について.....	24
調査第 3号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について.....	25
日程第 15 議案第 62号 議員の派遣について.....	25
日程追加 議席の一部変更.....	26
閉会宣告.....	26
署名議員.....	27
議決結果表.....	28

## 平成24年第2回土別市議会臨時会会議録

平成24年5月11日（金）

午前10時30分 開会

午後 4時37分 閉会

### 本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議長の辞職

日程追加 議長の選挙

日程第 3 副議長の辞職

日程追加 副議長の選挙

日程第 4 常任委員会及び議会運営委員会委員の選任

日程第 5 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任

日程第 6 議会広報特別委員会委員の辞任

日程第 7 議会広報特別委員会委員の選任

日程追加 議会広報特別委員会委員長の辞任

議会広報特別委員会委員長の選任

議会広報特別委員会副委員長の選任

日程第 8 議会改革特別委員会委員長の辞任

日程追加 議会改革特別委員会委員長の選任

日程第 9 環境施設検討特別委員会の委員定数の変更について

日程追加 環境施設検討特別委員会委員の辞任

環境施設検討特別委員会委員の選任

環境施設検討特別委員会副委員長の選任

日程第 10 土別地方消防事務組合議会議員の補欠選挙

日程第 11 議案第59号 土別市監査委員の選任について

日程第 12 報告第 2号 専決処分の報告について

日程第 13 議案第60号 土別市税条例の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第61号 平成24年度土別市一般会計補正予算（第2号）

日程追加 調査第 1号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査について

調査第 2号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について

調査第 3号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について

日程第 15 議案第62号 議員の派遣について

日程追加 議席の一部変更

閉会宣告

出席議員（19名）

副議長	1番	岡崎治夫君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	菅原清一郎君
	13番	井上久嗣君	14番	岡崎治夫君
	15番	田宮正秋君	16番	遠山昭二君
	17番	山居忠彰君	18番	斉藤昇君
議長	19番	神田壽昭君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	池田文紀君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	小山内弘司君	朝日総合支所長	高橋哲司君
市立病院 事務局長	吉田博行君		
教育委員会 委員長	尾崎学君	教育委員会 生涯学習部長	石川誠君
農業委員会 会長	松川英一君	農業委員会 事務局長	秋山照雄君
監査委員	三原紘隆君	監査委員 事務局長	高岩淑通君

事務局出席者

議会事務局長	藤田功君	議会事務局 総務課長	浅利知充君
議会事務局 総務課主幹	岡崎忠幸君	議会事務局 総務課主任主事	御代田知香君

議 会 事 務 局  
総務課主任主事

榎 木 孝 士 君

(午前10時30分 開会)

議長(山居忠彰君) 平成24年第2回臨時会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) 本臨時会の会議録署名議員には、13番 井上久嗣議員、14番 岡崎治夫議員、15番 田宮正秋議員を指名いたします。

議長(山居忠彰君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第2号 専決処分の報告について

議案第59号 土別市監査委員の選任について

議案第60号 土別市税条例の一部を改正する条例について

議案第61号 平成24年度土別市一般会計補正予算(第2号)について

2. 議長会等の関係については次のとおりである。

(1) 北海道市議会議長会道北支部議長会

イ. 開催日 平成24年4月17日

ロ. 開催地 土別市

ハ. 出席者 山居議長、遠山副議長

ニ. 会議概要 平成24年度北海道・全国市議会議長会役員等について外4案件を協議した後、日本甜菜製糖(株)土別製糖所の視察を行い終了した。

(2) 北海道市議会議長会総会

イ. 開催日 平成24年4月26日

ロ. 開催地 土別市

ハ. 出席者 山居議長、遠山副議長

ニ. 会議概要 事務報告の後、平成23年度北海道市議会議長会決算について外6案件を審議後、次いで第88回全国市議会議長会定期総会に提出する議案について及び次定期総会の開催市について協議し、その後、役員の変更等を行い終了した。

(2) 北海道市議会議長会研修会

イ. 開催日 平成24年4月26日から27日

ロ．開催地 土別市

八．出席者 26日 山居議長、遠山副議長、岡崎議員、岡田議員、国忠議員、斉藤議員、  
十河議員、谷口議員、田宮議員、出合議員、松ヶ平議員、渡辺議員

27日 山居議長、岡崎議員、国忠議員、斉藤議員、十河議員、谷口議員、  
出合議員、渡辺議員

二．研修会概要 26日にトヨタ自動車(株)土別市試験場の取り組みについて中村史孝車両実験  
部長の講演を聴取し27日に土別試験場の視察を行った。

3．指定している専決処分について市長から送付された報告は次のとおりである。

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

4．本会議に出席する者は次のとおりである。

市長 牧野 勇 司 副市長 相山 佳 則

総務部長(併)  
選挙管理委員会  
事務局長 鈴木 久 典 市民部長 三好 信 之

保健福祉部長 池田 文 紀 経済部長 林 浩 二

建設水道部長 小山内 弘 司 朝日総合支所長 高橋 哲 司

市立病院  
事務局長 吉田 博 行 総務部  
企画振興室長 大崎 良 夫

市民部次長  
兼環境生活課長 石川 敏 保健福祉部次長  
兼福祉課長 川村 慶 輔

保健福祉部  
こども・子育て  
応援室長 大西 紀代美 保健福祉部  
コスモス苑所長 仁村 光 春

経済部次長兼  
国営農地再編  
推進室長 佐々木 勲 建設水道部次長  
兼技監 佐々木 辰 彦

朝日総合支所  
次長兼地域  
振興課長(併)  
選挙管理委員会  
事務局次長 小ヶ島 清 一 会計室長 近藤 康 弘

市立病院事務局  
次長兼医事課長 粟根 禎 二 総務課長 沼田 浩 光

企画振興室	中 峰 寿 彰	企画振興室	田 中 寿 幸
企画課長		秘書広報課長	
財政課長	法 邑 和 浩	市民課長	佐々木 幸 美
税務課長	得 字 繁 美	税務課主幹	穴 田 義 文
税務課主査	水 留 啓 諭	教育委員会	尾 崎 学
教育委員会 委員長 職務代理者	千 田 秀 昭	委員長 教育委員会	石 川 誠
教育委員会 生涯学習部次長 兼社会教育課長 兼 つ く も 青少年の家所長	那 須 政 士	生涯学習部長	
教育委員会 学校教育課長	青 山 博 久	教育委員会 生涯学習部次長 兼スポーツ課長 兼総合体育館長 兼青少年会館長	古 川 靖 弘
農業委員会 事務局長	秋 山 照 雄	農業委員会 会 長	松 川 英 一
監査委員 事務局長	高 岩 淑 通	監査委員	三 原 紘 隆

5. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	藤 田 功	議会事務局 総務課長	浅 利 知 充
議会事務局 総務課主幹	岡 崎 忠 幸	議会事務局 総務課主任主事	御代田 知 香
議会事務局 総務課主任主事	樫 木 孝 士		

以上報告する

平成 24 年 5 月 11 日

士別市議会議長 山 居 忠 彰

議長（山居忠彰君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

ここで、副議長と交代いたします。

(議長退席、副議長着席)

副議長(遠山昭二君) 日程第2、議長の辞職を議題に供します。

本日付をもって、山居忠彰議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。山居忠彰議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、山居忠彰議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

(山居忠彰君 着席)

副議長(遠山昭二君) ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。直ちに議長の選挙を日程に追加し、議長の選挙を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、議長の選挙を行うことに決定いたしました。

それでは、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に神田壽昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました神田壽昭議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました神田壽昭議員が議長に当選されました。



議長に当選されました神田壽昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました神田壽昭議員よりごあいさつがございます。

議長（神田壽昭君）（登壇）一言議長就任に当たりごあいさつを申し上げます。

このたび、不肖、私、議員各位の皆様の御推挙をいただき、土別市議会議長の要職に就任させていただくことになりました。身に余る光栄に存ずる次第でございます。

私は、議員経験も少なく、また浅学非才でありまして、その器でないことは私が一番承知しておりますが、ここに皆様方の御推挙を受けた以上は、身を挺して、その御厚情に対し頑張る決意を新たにしておるところでございます。

御承知のとおり議会は二代表制のもと、その特性を生かした執行機関の監視に加え、政策形成や立案など自治を担う意思決定機関として、その役割はますます重要になってまいりました。こうした中、一昨年、全議員で構成する議会改革検討特別委員会が設置され、土別市議会基本条例が制定されました。

私は、議会改革推進を中心に備え、さらに議会への活動原則にある 3 つの課題、それは、議会の透明性の確保と市民に開かれた議会、2 つ目に市民の多様な意見を市政に反映させる、3 つ目、市民への説明責任と議会活動の市民参加。そして 4 つ、市民の傍聴の意思を高める議会運営、このことを積極的に取り組み、市民の皆さんの信託にこたえる議会を目指すために誠心誠意努力する考えであります。

議員各位におかれましては、今後一層の御支援と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。多様化する市民ニーズにこたえるように、執行機関と一体となって土別市の発展と住民福祉の向上を目指して、職責を全うする覚悟でございます。重ねて御協力をお願い申し上げます。議長就任のごあいさつにかえさせていただきます。

大変ありがとうございました。（拍手）（降壇）

副議長（遠山昭二君）ここで、議長と交代いたします。

（副議長退席、議長着席）

議長（神田壽昭君）日程第 3、副議長の辞職を議題に供します。

ここで、地方自治法第 117 条の規定により、遠山昭二副議長の退席を求めます。

（副議長退席）

議長（神田壽昭君）本日付をもって、遠山昭二議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。遠山昭二議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君）御異議なしと認めます。

よって、遠山昭二議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

（遠山昭二君 着席）

議長（神田壽昭君）ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。直ちに副議長の選挙を日程に追加し、副議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

それでは、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法 第 118 条第 1 項の規定により、投票によりたい  
と思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票により行うことに決定いたしました。

それでは、議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

議長(神田壽昭君) ここで、立会人を指名いたします。

会議規則第 30 条第 2 項の規定に基づき立会人に、十河剛志議員、松ヶ平哲幸議員、渡辺英次議  
員を指名いたします。

ただいまの出席議員数は、19 名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(神田壽昭君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 配付漏れなしと認めます。

次に投票箱を改めます。

(投票箱点検)

議長(神田壽昭君) 異常なしと認めます。

投票は、単記無記名であります。白紙投票は無効といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じ、順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長(神田壽昭君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(神田壽昭君) それでは、開票を行います。

直ちに立会人に指名しました 3 名の議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(神田壽昭君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 19 票。そのうち有効投票は 18 票、無効投票は 1 票でございます。

有効投票中、

岡崎治夫議員 10 票

斉藤 昇議員 8 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4.5 票であります。

よって、岡崎治夫議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました岡崎治夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました岡崎議員よりごあいさつがございます。

副議長（岡崎治夫君）（登壇）一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま議員各位の御理解のもと、4 月 1 日から議会基本条例の施行に伴い、2 人以上の議長、副議長が出馬された場合、所信表明を議場で行い、投票で決することに伴い、私を副議長に推挙され、当選の栄誉をいただきましたこと、ありがたく引き受けさせていただきます。ありがとうございます。

私自身この上ない光栄なことであり、責務の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

さて、本市は 4 月 1 日からまちづくり基本条例、議会基本条例を制定し施行されました。各条例とも市民との開かれた市政を行うため、絵に描いた餅にならないように、私は神田新議長の補佐役として、微力ではありますが誠心誠意、全力でこの任務に努力する所存でございます。

議員各位の変わらぬ御指導、御支援を賜りますことを心からお願い申し上げまして、副議長就任のごあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいいたします。（拍手）（降壇）

議長（神田壽昭君）ここで、議会人事案件協議のため、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 58 分休憩）

（午後 3 時 00 分再開）

議長（神田壽昭君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

この選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、直ちに常任委員会委員及び議会運営委員会委員の御氏名を事務局長から朗読いたします。

議会事務局長（藤田 功君）常任委員会委員及び議会運営委員会委員の御氏名を申し上げます。

総務文教常任委員会委員に、伊藤隆雄議員、井上久嗣議員、斉藤 昇議員、菅原清一郎議員、田宮正秋議員、遠山昭二議員。

民生福祉常任委員会委員に、岡田久俊議員、岡崎治夫副議長、小池浩美議員、十河剛志議員、谷口隆徳議員、丹 正臣議員、松ヶ平哲幸議員。

経済建設常任委員会委員に、粥川 章議員、神田壽昭議長、国忠崇史議員、出合孝司議員、山居忠彰議員、渡辺英次議員。

議会運営委員会委員に、井上久嗣議員、粥川 章議員、小池浩美議員、十河剛志議員、谷口隆徳議員、出合孝司議員、松ヶ平哲幸議員、渡辺英次議員。

以上でございます。

議長（神田壽昭君） お諮りいたします。ただいま事務局長が朗読したとおり選任いたしたいと思  
います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員及び議会運営委員会委員は、ただいまの朗読のとおり選任することに決  
定いたしました。

議長（神田壽昭君） 次に、日程第5、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任  
を行います。

この選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って選任すること  
となっておりますので、直ちに正副委員長の御氏名を事務局長から朗読いたします。

議会事務局長（藤田 功君） 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の御氏名を申し  
上げます。

総務文教常任委員会、委員長に菅原清一郎議員、副委員長に田宮正秋議員。

民生福祉常任委員会、委員長に小池浩美議員、副委員長に十河剛志議員。

経済建設常任委員会、委員長に粥川 章議員、副委員長に国忠崇史議員。

議会運営委員会、委員長に出合孝司議員、副委員長に渡辺英次議員。

以上でございます。

議長（神田壽昭君） お諮りいたします。ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思  
います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長は、ただいま朗読のとおり選任す  
ることに決定いたしました。

議長（神田壽昭君） 次に、日程第6、議会広報特別委員会委員の辞任を議題に供します。

地方自治法第117条の規定により、菅原清一郎議員の退席を求めます。

（菅原清一郎君退席）

議長（神田壽昭君） 本日付をもって、菅原清一郎議員から議会広報特別委員会委員の辞任願が提出  
されました。

お諮りいたします。菅原清一郎議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ご  
ざいせんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、菅原清一郎議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

（菅原清一郎君着席）

議長（神田壽昭君） 次に、日程第7、議会広報特別委員会委員の選任を行います。

委員会条例第7条第1項の規定により岡崎治夫副議長を議会広報特別委員会委員に選任いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、岡崎治夫副議長を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（神田壽昭君） 次に、お諮りいたします。

本日付をもって、谷口隆徳議員から議会広報特別委員会委員長の辞任願が提出されましたので、これを日程に追加し、議題にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、これを直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、谷口隆徳議員の退席を求めます。

（谷口隆徳君退席）

議長（神田壽昭君） それでは、議会広報特別委員会委員長の辞任を議題に供します。

お諮りいたします。谷口隆徳議員の議会広報特別委員会委員長の辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、谷口隆徳議員の議会広報特別委員会委員長の辞任を許可することに決定いたしました。

（谷口隆徳君着席）

議長（神田壽昭君） 次に、お諮りいたします。

ただいま、議会広報特別委員会委員長が欠員となりましたので、議会広報特別委員会委員長の選任を日程に追加し、議題にいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、これを直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、議会広報特別委員会委員長の選任を行います。

委員会条例第8条第2項の規定により、松ヶ平哲幸議員を議会広報特別委員会委員長に選任いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、松ヶ平哲幸議員を議会広報特別委員会委員長に選任することに決定いたしました。

議長（神田壽昭君） 次に、お諮りいたします。

ただいま、議会広報特別委員会副委員長が欠員となりましたので、議会広報特別委員会副委員長の選任を日程に追加し、議題にいたしたいと思いを。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、これを直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、議会広報特別委員会副委員長の選任を行います。

委員会条例第8条第2項の規定により、渡辺英次議員を議会広報特別委員会副委員長に選任いたしたいと思いを。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、渡辺英次議員を議会広報特別委員会副委員長に選任することに決定いたしました。

ここで、副議長と交代いたします。

（議長退席、副議長着席）

副議長（岡崎治夫君） 次に、日程第8、議会改革検討特別委員会委員長の辞任を議題に供します。

本日付をもって、神田壽昭議長から議会改革検討特別委員会委員長の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。神田壽昭議長の議会改革検討特別委員会委員長の辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（岡崎治夫君） 御異議なしと認めます。

よって、神田壽昭議長の議会改革検討特別委員会委員長の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで、議長と交代いたします。

（副議長降壇、議長着席）

議長（神田壽昭君） お諮りいたします。

ただいま、議会改革検討特別委員会委員長が欠員となりましたので、議会改革検討特別委員会委員長の選任を日程に追加し、議題にいたしたいと思いを。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、これを直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、議会改革検討特別委員会委員長の選任を行います。

委員会条例第8条第2項の規定により、谷口隆徳議員を議会改革検討特別委員会委員長に選任いたしたいと思いを。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、谷口隆徳議員を議会改革検討特別委員会委員長に選任することに決定いたしました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第9、環境施設検討特別委員会の委員定数の変更については、委員定数を変更する必要がなくなったため、これを議事日程から削除することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、日程第9は、議事日程から削除することに決定いたしました。

議長(神田壽昭君) 次に、お諮りいたします。

本日付をもって、伊藤隆雄議員から、環境施設検討特別委員会委員の辞任願が提出されましたので、これを日程に追加し、議題にいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、これを直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、伊藤隆雄議員の退席を求めます。

(伊藤隆雄君退席)

それでは、環境施設検討特別委員会委員の辞任を議題に供します。

お諮りいたします。伊藤隆雄議員の環境施設検討特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、伊藤隆雄議員の環境施設検討特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

(伊藤隆雄君着席)

議長(神田壽昭君) 次に、お諮りいたします。

ただいま、環境施設検討特別委員会委員が欠員となりましたので、環境施設検討特別委員会委員の選任を日程に追加し、議題にいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、これを直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、環境施設検討特別委員会委員の選任を行います。

委員会条例第7条第1項の規定により、十河剛志議員を環境施設検討特別委員会委員に選任したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、十河剛志議員を環境施設検討特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長(神田壽昭君) 次に、お諮りいたします。

ただいま、環境施設検討特別委員会副委員長が欠員となりましたので、環境施設検討特別委員会副委員長の選任を日程に追加し、議題にいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、これを直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、環境施設検討特別委員会副委員長の選任を行います。

委員会条例第8条第2項の規定により、丹 正臣議員を環境施設検討特別委員会副委員長に選任いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、丹 正臣議員を環境施設検討特別委員会副委員長に選任することに決定いたしました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第10、士別地方消防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

士別地方消防事務組合議会議員に岡崎治夫副議長及び不肖、私の2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました2名を士別地方消防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2名が士別地方消防事務組合議会議員に当選されました。

当選されました2名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定に



より当選の告知をいたします。

議長（神田壽昭君） 次に、日程第 11、議案第 59 号 土別市監査委員の選任についてを議題に供します。

ここで、地方自治法第 117 条の規定により、伊藤隆雄議員の退席を求めます。

（伊藤隆雄君退席）

議長（神田壽昭君） 提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第 59 号 土別市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本日付けで辞任いたしました田宮正秋氏の後任として、伊藤隆雄氏を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（神田壽昭君） お諮りいたします。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号は原案同意と決定いたしました。

（伊藤隆雄君着席）

議長（神田壽昭君） それでは、ただいま監査委員に選任同意となりました伊藤隆雄議員よりごあいさつがございます。

監査委員（伊藤隆雄君）（登壇） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま議員選出の監査委員として、市長から御推挙をいただき、さらに議員各位の選任同意をいただきましたことに、身に余る光栄でありますとともに、深く感謝を申し上げる次第であります。

今日、国におきましては、社会保障と税の一体改革の議論、さらに東日本大震災の復興、復旧などへの大きな課題が内在しております。

一方、地方分権が進展する中であって、本市におきましても、まちづくりの施策であります土別市総合計画を着実に実施するとともに、行財政改革や財政健全化計画を実施し、特に市立病院経営改革プランによる経営健全化への取り組みなど多くの課題があります。

今後、監査執行に当たりましては、関係法令、規定を遵守し、予算執行、事務処理が適正かなどに主眼を置いて審査に当たってまいり所存であります。

選任いただいた以上は、識見を有する経験豊かな監査委員さんとともに監査委員としての職責を全うするよう、最善の努力をしてみたいと考えております。市理事者を初め、関係各位の御協力を心からお願いを申し上げまして、監査委員就任に当たってのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。（拍手）（降壇）

議長（神田壽昭君） 議事の都合により、ここで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

ここで、常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午後 3 時 28 分休憩）

（午後 3 時 50 分再開）

議長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 12、報告第 2 号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました報告第 2 号 平成 23 年度士別市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について、その内容を御説明申し上げます。

本補正は、平成 23 年度後期高齢者保険料の額の確定に伴うもので、後期高齢者医療制度においては、市が被保険者から徴収した 3 月末までの保険料を当該年度分として、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものでありますが、平成 23 年度中の被保険者数の増及び課税限度額を超える被保険者の増などから、当初見込みより保険料が 329 万円増額となり、同額を広域連合納付金に追加計上したもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した次第であります。

なお、これに要する財源としましては、保険料及び繰越金をもって収支の均衡を図ったところであります。

よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第 2 号は原案のとおり承認と決定いたしました。

議長（神田壽昭君） 次に、日程第 13、議案第 60 号 士別市税条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第 60 号 士別市税条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかわる地方税の臨時特例に関する法律並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法の一部を改正する法律、さらに、本年 3 月 31 日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う市税条例の一部改正であります。

その主な内容であります。地方が実施する防災施策に必要な財源確保として、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間、個人市民税均等割を 3,000 円から 3,500 円に引き上げるほか、社会構造の変化に対応し、退職所得の分離課税に係わる所得割の 10 パーセントに相当する金額を税額控除する特例措置を平成 25 年 1 月 1 日に廃止するとともに、法人課税実効税率の 5 パーセント引き下げに伴い、法人市民税が減収となることから、道たばこ税の一部を市たばこ税に委譲する調整措置がとられ、市たばこ税の税率について、1,000 本につき現行の 4,618 円を 5,262 円に、旧 3 級品の紙巻きたばこは 2,190 円を 2,495 円に、それぞれ平成 25 年 4 月 1 日より引き上げるものであります。

次に、固定資産税及び都市計画税についてであります。住宅用地に係る負担上限据置の特例について、不公平是正の観点から平成 26 年度に廃止するとともに、納税者の負担感を考慮して、平成 24 年度及び 25 年度に段階的な経過措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

また、このたびの税制改正においては、地域主権を進める観点から、これまで国が一律に定めていた特例措置の一部について、国の定める範囲の中で地方自治体が自主的に判断し、条例で定めるわがまち特例措置が導入されたところであり、本市に該当する下水道除害施設の償却資産の課税標準については、これまでも地方税法に基づき軽減措置の対象となってきたところであり、引き続き特例措置の適用となるよう、本市条例で定めるものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 （降壇）

議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

小池浩美議員。

11 番（小池浩美君） 何点かお聞きしたいと思います。

非常にわかりづらい税条例改正ですので、簡潔にお答えいただきたいのですが、まず 1 つは、個人市民税の均等割税率を 500 円加算するという事なんです。今 3,000 円のが 3,500 円となるということで、これは、いわゆる東日本大震災復興費用の 19 兆円のうちの地方自治体の実施する防災のための施策に必要な財源確保ということの名目になっているんですけども、これは、所得の低い人や被災者も含めて全部個人住民税均等割が引き上げられるという形になるのではないかと思います。でも、一方では、法人税の税率は引き下げているわけですから、これは、復興を口実にした庶民を狙った増税、そういうふうに見えるものと思います。

そこで、確認したいのですが、土別市の場合にどのような影響があるのかということで、500 円引き上げに該当する市民は一体どれほどいらっしゃるのか。増税金額はいくらになるのかということです。

それともう 1 つ、26 年度から 35 年度まで 10 年間というようなことを御説明がありましたけれども、10 年間続くということで、入ってくる財源を本市としては、防災の施策のためにどんなふうに使おうとしているのか、そこら辺の計画がどうなっているのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

議長（神田壽昭君） 得字税務課長。

税務課長（得字繁美君） 私のほうから、対象者について御説明させていただきます。

平成 23 年度課税ベースになりますけれども、9,324 人となってございます。9,324 人に 1 人 500 円でございますが、500 円を課税しますと 466 万 2,000 円の増税となります。

議長（神田壽昭君） 沼田総務課長。

総務課長（沼田浩光君） 私のほうからは、この条例改正によった増収分を防災対策に充てます具体的な用途についてお答えをいたします。

ただいま個人市民税の均等割税率の特例により 500 円増額となった場合の影響額について答弁をさせていただきましたが、もう 1 点、退職所得に係る特例措置の廃止による増収分、これとあわせると 23 年度の課税ベースでは、年間約 583 万円の増収となるところであります。この扱いは、基準財政収入額として算定をされますことから、このうちの 75 パーセントにつきましては、交付税からの減額の対象となるわけであり、したがって、実質の増収額というのは 25 パーセントに相当します年間約 145 万 8,000 円というふうに推察をしております。

そこで、本市では、総合計画にもありますが、災害時の対応をさらに万全を期すために、本年度から5カ年計画で非常食、毛布、発電機、灯光器等々の防災資機材の整備を年105万円の事業費で5年間予定をしております。このほか、本年の事業としましては、災害の発生により市の庁舎が被災した場合に大切な住民基本情報が消失する、こういったことを防ぐために、総合行政システムのクラウド化というものを、本年度約2,100万円を投入し実施する予定であります。こうした費用の一部、そして起債の借入金のほうにも充当してまいりたい、このように考えております。

また、今後におきましても、計画的に防災資機材の整備、充実を図ってまいりますとともに、防災無線のデジタル化事業、そして、さらには、住民を対象とした防災研修事業等々に効果的に運用してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君） もう一つは、個人市民税の退職所得、これが10パーセントの税額控除がなくなるということで、これも今お聞きした500円プラスとあわせての今お答えだったと思いますけれども、個人の市民税、退職所得の控除10パーセント廃止ということは、これは実質増税になるのではないのかなと思うんですけれども、また、この部分での市民への影響についてお聞きしたいと思いますが、この廃止によって、いわゆるこれは特例ですから、これが廃止になると影響を受ける対象者というのは、本市の場合、何人ほどいらっしゃるのかということですね。

それと、具体的に例えば市役所職員40年勤務した場合、この退職所得の税額はどれほどの増税になるのか。それもちょっとお聞きしたいと思います。

議長（神田壽昭君） 得字課長。

税務課長（得字繁美君） 退職所得につきましては、昭和42年から他の所得と区分いたしまして、現年度課税方式により課税されております。現年度課税によりまして、他の所得より1年早い徴収によりまして、税額相当にかかります運用益が失われることを理由に当分の間の措置といたしまして、特例措置が導入されてきました。当時の金利は年5.75パーセントということで、高金利であったのでありますけれども、現在では0.17パーセントと低金利になっているというようなことで、近年の金利情勢、それから導入後40年を経過しているということなどから、地方税法の改正によりまして廃止となったものでございます。

また、退職所得の増税分につきましても、住民税の均等割と同様に防災施設の財源に充当されることとなります。対象者につきましては、平成23年度課税ベースで申し上げますと51人となっております。税額につきますと116万8,000円となっております。1つの例といたしまして、勤続年数が40年で退職金が2,600万円支給されたとしたらということで想定しますと、市民税額は10万8,000円から12万円となりまして、1万2,000円の増税となります。

以上でございます。

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君） それともう一つは、住宅用地の固定資産税、都市計画税、そういうものの軽減措置を2年間延長というか、そして平成26年には廃止してしまうと、そういうものがありますけれども、これは、地価が下がっても固定資産税の負担が増えるのではないかというふうに思うんですけれども、そこら辺はどうなのかということと、また、本市への影響として対象件数、そして、市民負担増はどれほどになるのか、そこら辺をお知らせいただきたいということと、特に昔からこ

ここに住んでいらっしゃる土地持ち、家持ちの高齢者の方などは、影響を受けるのではないかなというふうにも思うんですけども、そこら辺のところは、実質これが廃止されるということになれば、どういう状況になるのかも教えていただきたいと思います。

議長（神田壽昭君） 穴田税務課主幹。

税務課主幹（穴田義文君） お答えいたします。

まず、宅地の税負担の負担調整の仕組みでございますけれども、若干経過を含めて御説明させていただきます。平成8年までの宅地の税負担は、大部分の土地が評価額の上昇割合に応じて、なだらかに上昇する負担調整措置が行われてきました。平成9年度の評価替えに伴い、課税の公平の観点から、地域や土地にばらつきのある負担水準を均衡されることを重視した税負担の調整措置が講じられたことから、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ、または据え置き、逆に負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって、負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されたところであります。これまで負担水準の均衡化、適正化に取り組んできた結果、地域ごとの負担水準の均衡は相当進展している状況にあります。

それで、今回の改正によりまして、どれだけの影響があるということについてお答えいたします。平成24年度の固定資産税が1,285人、額にいたしまして26万6,000円の増となりまして、1人当たり207円の増となっております。平成24年度の都市計画税につきましては、対象者が579人、額にいたしまして6万7,000円の増となりまして、1人当たり116円の増となっております。地域的に見ますと、評価額が比較的低い地域でありまして、もともとの税額が1人当たり約4,000円の方が対象となっており、大きな負担増とはならないものと考えているところであります。

以上です。

議長（神田壽昭君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長（神田壽昭君） 次に、日程第14、議案第61号 平成24年度士別市一般会計補正予算（第2号）についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君） （登壇） ただいま議題となりました議案第61号 平成24年度士別市一般会計補正予算（第2号）についてその概要を御説明申し上げます。

今回の補正は、朝日中学校の屋内体育館屋根補修工事に要する経費のほか、ふどう野球場のフェンス修繕料など、当面措置を要するものについて所要の補正を行うもので、以下、その主な内容について順次御説明申し上げます。

まず、総務費では、温根別憩いの広場実行委員会が運営するパークゴルフ場で使用する芝刈機2台について、財団法人自治総合センターから宝くじの普及広報事業の一環として、導入費用を全額助成し、市町村を通じて交付する旨の通知を受けたことから、実行委員会に対する補助金140万円

を計上したところであります。

次に教育費では、土別中学校の施設管理業務について、当初予算では委託料で計上していたところではありますが、人事異動により業務技師が配置されたことから、当該管理業務委託料 251 万 4,000 円を減額する一方、土別東高校で業務技師が未配置となったため、施設管理業務 10 カ月分の委託料 220 万円を計上しました。

また、朝日中学校の屋内体育館の昇降口付近で雨漏りが発生したため、当該部分の屋根防水工事費 399 万円を計上し、体育施設管理費では、ふどう野球場ライトスタンドの外野フェンスが大雪の影響で一部破損したことから、修繕費として 50 万円を計上しました。

なお、これら財源については、自治総合センター助成金の特定財源のほか、地方交付税の一般財源をもって収支の均衡を図った次第であります。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

菅原清一郎議員。

17 番（菅原清一郎君） 教育費の関係でお尋ね申し上げます。

中学校の整備事業費として 399 万円が措置されました。この学校については、学校適正配置計画の中で後期の位置づけをされまして、耐震化対策を取ろうとされているわけではありますが、この学校の修繕費に要する事業内容について、どういう状況でなっているのか、そしてまた、これが耐震化に向けて修繕する中で、今後こういう学校等々に関する修繕費、どういう形で、どの程度までいったらなおすんだとか、そういう計画があれば知らせてください。最初にこの問題をお聞かせください。

議長（神田壽昭君） 青山学校教育課長。

学校教育課長（青山博久君） お答えをいたします。

今回の朝日中学校の屋内体育館昇降口付近での雨漏り、これの防水工事に関してでございます。これにつきましては、確認をいたしましたのが 4 月 11 日でございます。体育館器具室付近の屋根が雨漏りをしまして、雨漏りが原因と思われる火災報知機の誤作動が、まずあったということ。それから、その確認時に外に出ているひさし部分の天井板が、一部落下をしていたといったことの状態がわかったということでございます。このため、ひさし部分につきましては、屋根にまだ雪が残っておりまして、詳しい状況がまだ確認できないということでございました。ただ、ひさし部分の器具室、それからひさし部分を一時立ち入り禁止といたしまして、注意喚起するとともに、屋根の除雪、それから天井裏の電気配線の確認、それから火災報知器が誤作動いたしましたので、その取り外しを行ったということでございます。後日、改めて屋根の状況を確認いたしましたところ、小さな穴が多数発見をされたという状況にございます。このため、協議をいたしまして、屋根全体の防水工事が必要であるというふうに判断をいたしましたところでございます。

以上でございます。

議長（神田壽昭君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君） 私から、ただいま議員からのお尋ねの中の修理の関係の、どういう基準で行うのかということと、耐震化の問題について答弁申し上げたいと思います。

学校の修繕等々につきましては、毎年 6 月から 7 月にかけて、各学校のほうからどうい

ころが不都合があるのか、どういう問題があるのかということ聞き取り調査をさせていただいて、現実に私どものほうが建築課等々の専門家の方と同行いたしまして、現状を把握して対応に当たっているところでございます。その中で優先順位というものを決定し、それぞれ急を要するものにつきましては、小破修理等々で対応しているという現実がございます。

ただ、今回のような雪等々、災害のような形の部分に関しては、かなり金額も大きくなるというようなことで、どうしても学校の子供たちの環境の悪化ということを考えますと、どうしても修理をしないといけないというような緊急事態の場合につきましては、そういう形で予算化をし、対応をするというようなことで、お尋ねにありましたように、このような状態だからこれは必ずやらなくてはいけない、こういう場合だからこれはちょっと我慢していただくというような一定の基準というものを明らかに設けているものではございません。したがって、緊急を要するものから軽微な小破修理、さらには既存の建物状況を大きく損なわない程度の工事等々につきましては、そのつど財政課とも協議をさせていただきながら進めているという実態でございます。

さらに、耐震化の関係についてでございますけれども、お話がございましたように、学校の再編計画の中で朝日の中学校につきましては、御案内のとおり後期の計画ということで、今後住民の皆様方、保護者の皆様方と十分協議をしながら、こういった方法がいいのかということで検討を進めてまいることといたしておりますので、現時点におきましては、まだその辺の対応については明らかな状況となっていないということで、御了承いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（神田壽昭君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君） 今年是非常な大雪でありましたし、雪が原因でこういう状態に陥ったということは、今後の対策として、やはり軒先の雪を下ろすとか十分に、我々のかけがいのない子供たちの学び舎をぜひとも前向きに、耐震化でやるからとか、後期だからとかということよりも、きっちり守っていただくように要請しておきたいと思っております。

ただいま、青山課長のほうからお話があった、雨漏りによって火災報知器が作動したんだと、そしてまた、天井が落下したということがありました。

実は、4月21日にあさひサンライズホールで、エントランスのところの入り口の天井の部分から発煙があったと。我々が聞くところによりますと電気の漏電じゃないかということでありましたが、そのときには、火災報知器が作動したんでしょうか。それとあわせて、その事故の内容とどういった対応をされたか、そしてまた、対策として、いつの時点で電気の漏電であれば作業がされたのか、そしてまた、庁内の認知度というか、行政側の皆さんが、どの程度このことに対しておわかりなのかお聞かせいただきたいと思っております。

議長（神田壽昭君） 那須生涯学習部次長。

生涯学習部次長（那須政士君） お答えいたします。

サンライズホールの4月21日におけます煙と異臭につきましてお答えいたしますが、場所につきましては、玄関の風除室を入りまして、玄関の中に入った玄関ロビーでございます。4月21日、土曜日でございます。煙が出ましたのは午前11時頃でございます。当日、土曜日でございますので、警備員が煙あるいは異臭に気づきまして、すぐに担当者のほうに連絡をいたしまして、担当者はすぐ現場に駆けつけまして、地元の電気店に連絡するとともに、サンライズホールの電気関係の施工業者でもあります、またメンテナンスの委託先であります旭川の会社のほうにすぐ連絡をい

たしまして、担当者に来ていただきまして点検をいたしましたけれども、夜7時半まで調査をいたしました結果、原因がどうしてもわからないと。その後、煙あるいは異臭も消えたということで、21日の調査につきましては、7時半で打ち切りをしたところでございます。次の日22日、日曜日でございますが、この日は8時半から職員並びに先ほど申し上げました業者と一緒に、さらに点検をいたしましたところ、ダウンライトの1個が球切れを起こしていることを発見いたしました。ダウンライトの構造につきまして、若干説明させていただきますと、下に球がついておりまして、その上にボックスがついております。そのボックスの中には安定器と制御回路が入っておりまして、そのボックスの中の制御回路の部分のコンデンサが破損いたしております、周辺の配線あるいはトランス周辺に焦げた跡があったということで、21日の煙及び異臭の原因は、このダウンライトのコンデンサが破損したためというふうに原因を突き止めたところでございますけれども、現在このダウンライトのメーカーのほうに東京でありますけれども、そちらのほうにそれをそっくり送りまして、原因を調査いたしているところでございます。原因がわかり次第、文書をもって回答をいただくというところになっているところでございます。

こういった事故につきまして、朝日のサンライズホール、建築後18年経っておりますけれども、同じような施設、文化センター並びに生涯学習センターでございますので、日頃より点検に心掛けるよう配慮しているところでございます。

警報機につきましては、作動はいたしておりません。

こういった事案につきましては、教育委員会内で、先ほど申し上げました同類の施設について、こういった事案があったので、十分気をつけるようにとことで周知をしたところでございます。

以上でございます。

議長（神田壽昭君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君） 結果として大事に至らなかったということは、非常に喜ばしいところであります。今後こういう施設、特に庁舎も含めて古い施設が多い本市においては、大切な財産でありますので、ぜひ定期的な検査はもとより、例えばサンライズホールみたいな大きなところで、そういう事故があったとすれば、もし夜1人で、夜警の方で対応できるのかなという問題もありますし、報知器が作動しなかったのは、どういう理由なのかもわからないですが、どの程度の煙が出たらそれが作動するものかも私は承知していませんが、今これを契機に少し市で持っている公共施設、改めてこの機会に点検することが、私は必要じゃないのかなと思うわけではありますが、そういう考え方がもしあれば、聞かせていただければと思うのですが。

議長（神田壽昭君） 那須次長。

生涯学習部次長（那須政士君） ただいま、議員のお話にありましたとおり、教育委員会のみならず、市全体には多くの施設がございます。当然、警報機が鳴らなかったからそれでいいということではなくて、こういった事案が起きる前に発見できるよう、定期的な点検を含めまして、市全体で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（神田壽昭君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

議長(神田壽昭君) 次に、お諮りいたします。

総務文教常任委員長から、会議規則第 101 条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。これを直ちに日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会の閉会中継続審査についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、調査第 1 号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

総務文教常任委員長の説明を求めます。菅原清一郎委員長。

総務文教常任委員長(菅原清一郎君) (登壇) ただいま議題となりました調査第 1 号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査について、その内容を御説明申し上げます。

総務文教常任委員会の所管事務のうち特定事件として、市の総合企画に関する事項について、地方行財政に関する事項について、防災に関する事項について、学校及び生涯学習に関する事項について並びに選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員に関する事項について、委員の任期中、調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として、閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(神田壽昭君) お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、委員の任期中、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、調査第 1 号は委員の任期中、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長(神田壽昭君) 次に、お諮りいたします。

民生福祉常任委員長から、会議規則第 101 条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。これを直ちに日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、民生福祉常任委員会の閉会中継続審査についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、調査第 2 号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

民生福祉常任委員長の説明を求めます。小池浩美委員長。

民生福祉常任委員長(小池浩美君) (登壇) ただいま議題となりました調査第 2 号 民生福祉常

任委員会の閉会中継続審査について、その内容を御説明申し上げます。

民生福祉常任委員会の所管事務のうち特定事件として、市民生活に関する事項について、清掃及び環境に関する事項について、保健衛生及び福祉に関する事項について、子ども・子育てに関する事項について、市立病院及び診療所に関する事項について、委員の任期中、調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として、閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（神田壽昭君） お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、委員の任期中、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第2号は委員の任期中、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（神田壽昭君） 次に、お諮りいたします。

経済建設常任委員長から、会議規則第101条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

これを直ちに日程に追加し、議題にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、経済建設常任委員会の閉会中継続審査についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、調査第3号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

経済建設常任委員長の説明を求めます。粥川 章委員長。

経済建設常任委員長（粥川 章君）（登壇） ただいま議題となりました調査第3号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について、その内容を御説明申し上げます。

経済建設常任委員会の所管事務のうち特定事件として、商工業及び観光に関する事項について、農林畜産業に関する事項について、都市整備に関する事項について、上下水道事業に関する事項について及び農業委員会に関する事項について、委員の任期中、調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として、閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（神田壽昭君） お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、委員の任期中、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第3号は委員の任期中、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（神田壽昭君） 次に、日程第15、議案第62号 議員の派遣についてを議題に供します。

本案については、福島県川内村を表敬訪問するため、川内村に5月14日から15日まで岡崎副議

長を派遣しようとするものであります。

質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

議長(神田壽昭君) 次に、お諮りいたします。

議席の一部変更を日程に追加し、議題にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、議席の一部変更を行います。

会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の一部を、お手元に配布の議席表のとおり、変更することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、配布いたしました議席表のとおり変更することに決定いたしました。

議長(神田壽昭君) 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成 24 年第 2 回臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労様でした。

(午後 4 時 37 分 閉会)

以上、本会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

平成 24 年 5 月 11 日

士別市議会議長 神 田 壽 昭

署 名 議 員 井 上 久 嗣

” 岡 崎 治 夫

” 田 宮 正 秋

平成 2 4 年 第 2 回 臨時 会 議 決 結 果 表

平成 2 4 年 5 月 1 1 日 開 会

平成 2 4 年 5 月 1 1 日 閉 会

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日	結 果
	会期の決定について	5.11	決 定
	議長の辞職	〃	許 可
	議長の選挙	〃	選 挙 執 行
	副議長の辞職	〃	許 可
	副議長の選挙	〃	選 挙 執 行
	常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任	〃	選 任
	常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任	〃	〃
	議会広報特別委員会委員の辞任	〃	許 可
	議会広報特別委員会委員の選任	〃	選 任
	議会広報特別委員会委員長の辞任	〃	許 可
	議会広報特別委員会委員長の選任	〃	選 任
	議会広報特別委員会副委員長の選任	〃	〃
	議会改革検討特別委員会委員長の辞任	〃	許 可

議案番号	件名	議決月日	結果
	議会改革検討特別委員会委員長の選任	5.11	選任
	環境施設検討特別委員会委員の辞任	"	許可
	環境施設検討特別委員会委員の選任	"	選任
	環境施設検討特別委員会副委員長の選任	"	"
	土別地方消防事務組合議会議員の補欠選挙	"	選挙執行
議案 59	土別市監査委員の選任について	"	原案同意
報告 2	専決処分の報告について	"	原案承認
議案 60	土別市税条例の一部を改正する条例について	"	原案可決
議案 61	平成24年度土別市一般会計補正予算(第2号)	"	"
調査 1	総務文教常任委員会の閉会中継続審査について	"	閉会中継続審査
調査 2	民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について	"	"
調査 3	経済建設常任委員会の閉会中継続審査について	"	"
議案 62	議員の派遣について	"	原案可決
	議席の一部変更	"	変更